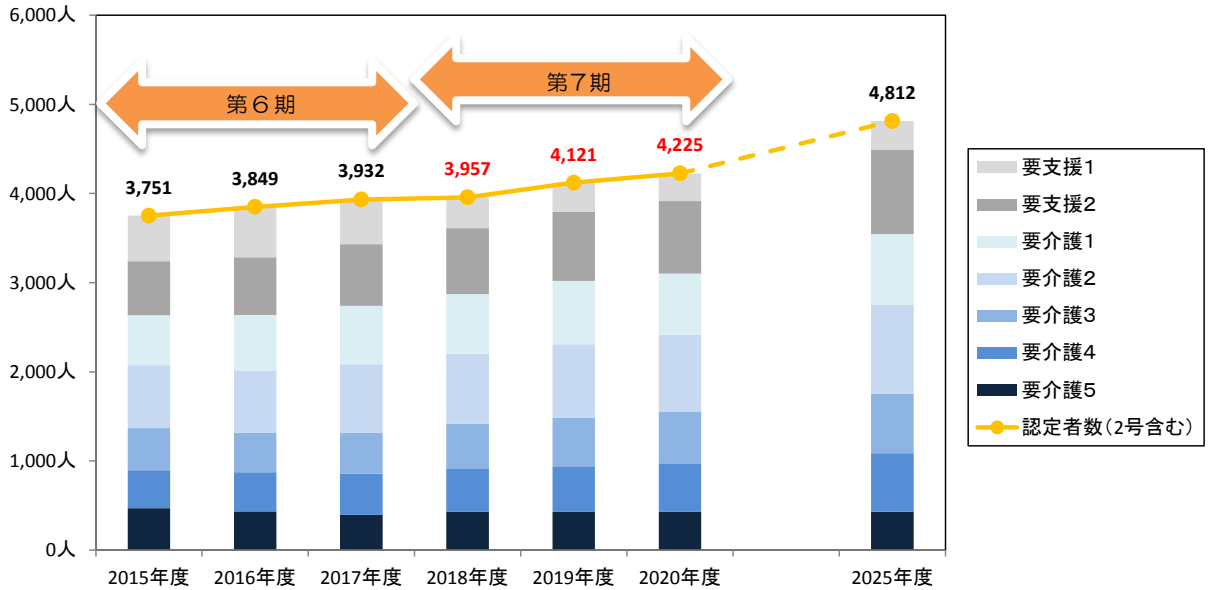


逗子市高齢者保健福祉計画（2018～2020年度）概要

逗子市の高齢者保健福祉計画の概要です。
本計画は、老人福祉法と介護保険法に基づいて、高齢者福祉サービス・給付費の見込み・介護保険料等について、3年毎に策定しています。



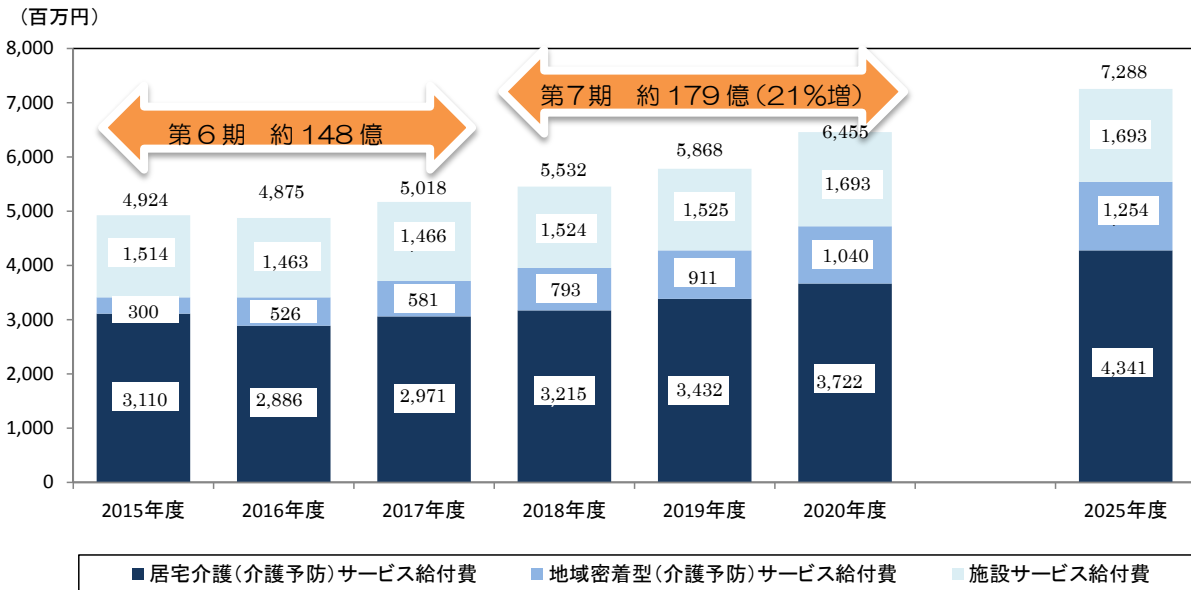
要介護度別人数（介護保険事業状況報告より各年9月末現在 ※2018年度～推計値）



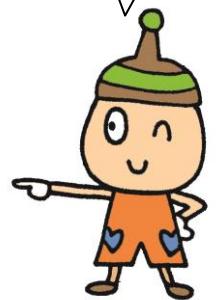
逗子市の認定者の推移です



介護給付費の推移と将来の見込み（※2018年度～推計値）



推計は、厚生労働省の見える化システムで算出しています



※地域包括ケア「見える化」システムとは

厚生労働省が運営する、都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムのことです。

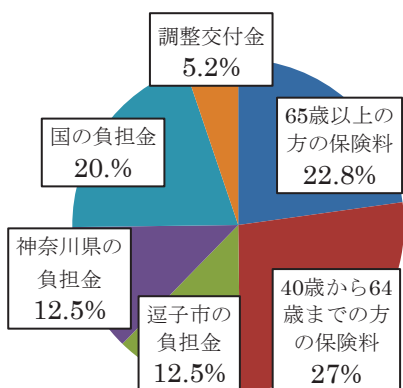
逗子市高齢者保健福祉計画（2018～2020年度）概要

介護保険のしくみ

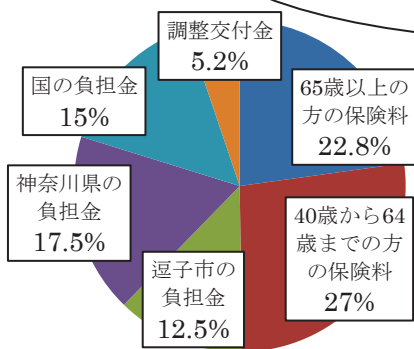
介護保険制度は、市町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆様は、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスが利用できるしくみです。介護保険法に基づき、みんなで支えあう制度です。

逗子市の介護保険のパンフレット「あなたのまちの介護保険」は、窓口配布のほか、逗子市ホームページで閲覧・印刷が可能です。（http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kaigo/service_kaigo.html）

介護保険の財源構成



居宅給付費

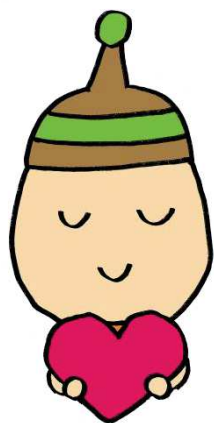


施設等給付費

介護保険の財源の約半分が国・県・市による公費、約半分が皆様からの保険料です。



65歳以上の方の介護保険料基準額はこのように決まります



$$\begin{array}{c} \text{逗子市に必要な} \\ \text{介護サービスの総費用} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{65歳以上の方の} \\ \text{負担分 22.8\%} \end{array} \div \begin{array}{c} \text{逗子市に住む} \\ \text{65歳以上の方の人数} \end{array} \\ = \text{逗子市の2018～2020年度の保険料の基準月額 5,810円}$$

算出された基準額をもとに、所得に応じた1～13段階の保険料額を設定しています。介護保険は、皆様の保険料が大切な財源となっています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納付しましょう。

計画書は、逗子市ホームページで閲覧・印刷可能です。

（<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kaigo/plan7.html>）

また、情報政策課情報公開係・図書館・市民交流センター・沼間小学校区コミュニティセンター・小坪小学校区コミュニティセンター・文化プラザホール・逗子アリーナ・高齢介護課・高齢者センター・保健センター・福祉会館・体験学習施設・療育教育総合センターでも閲覧できます。